

予防技術検定受検案内

財団法人 消防試験研究センター

消防力の整備指針第34条第3項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件（平成17年10月18日消防庁告示第13号。以下「告示」という。）第1条第1号の規定による予防業務全般及び防火査察、消防用設備等又は危険物に関する高度な知識及び技術についての試験として消防庁長官が確認したもの（予防技術検定）を次のとおり実施します。

受検案内は、最後までよく読んで、記載されている内容に同意の上で、申し込んでください。また、本受検案内は、合格発表まで大切に保管してください。

1 検定区分

「防火査察」、「消防用設備等」及び「危険物」の3区分

2 検定実施日

平成24年2月26日（日）

3 検定会場及び検定実施時間等

(1) 検定会場

15ページ別表1「検定会場」のとおりです。

なお、検定会場については、会場等の都合により変更となる場合があります。

(2) 集合時間及び検定実施時間

- ① 集合時間 13時30分（説明を行いますので、時間までに着席してください。）
- ② 検定実施時間 14時00分から16時30分まで

4 受検資格

次のいずれかに該当する者（告示第2条）

- (1) 別表第1及び別表第2に定める講習並びに別表第3から別表第5までのいずれかに定める講習の課程を修了した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、高等専門学校又は大学院において理工系又は法学系の学科又は課程を修めて卒業した者
- (3) 学校教育法による大学、高等専門学校又は大学院において機械、電気、工業化学、土木、建築又は法律に関する授業科目を履修して、大学にあっては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）、高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）及び大学院にあっては大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）による単位を通算して20単位以上修得した者
- (4) 予防業務に1年以上従事した経験を有する消防職員

5 卒業等見込者の受検資格の取扱い

検定を実施する年度の末日までに、前4(1)から(4)までのいずれかに該当する見込みの方（以下「見込者」という。）も受検できます。詳しくは6(1)④「受検資格を証明する書類」、及び7「卒業等の見込みで申請する方へ」を参照してください。

6 受検願書の申請期間、申請場所及び申請方法

(1) 受検申請に必要な書類等

- ① 予防技術検定受検願書
- ② 写真1枚(10ページの①を参照)
- ③ 当センター指定の「振替払込受付証明書(お客さま用)」「**検定願書添付用**」(10ページの②参照・この案内書に同封しています。)

「振替払込受付証明書(お客さま用)」「**検定願書添付用**」のコピーでは、受付できませんので注意してください。

④ 受検資格を証明する書類

見込者でない方は以下のアまたはイ、見込者は以下ウに示す受検資格を証明するいずれかの書類(1通)を受検願書のB面裏に貼り付けてください。証明する書類の様式は問いません。

ア 前4(1)から(4)までを証明する書類(12ページの①②③及び13ページの④参照)原則コピー不可。

イ 過去の受検票等の書類

(7) 過去に受検した時の受検票(13ページの⑤参照)。コピー不可。

※「見込受検者の受検票」は、証明書になりません。

(1) 予防技術検定合格証明書の写し(13ページの⑥参照)。

※複数の検定区分の合格者は、いずれかの予防技術検定合格証明書の写し。

ウ 卒業等の見込みを証明する書類

上記アに代えて卒業等の見込みを証明するもの。コピー不可。

(2) 検定手数料の払込み

- ① 検定手数料は、5,000円です。
- ② 払込み方法(10ページの②を参照)
- ③ **一旦納入された検定手数料は、お返しできません。**

(3) 申請期間

平成23年11月1日(火)から11月24日(木)まで

(4) 申請方法

- ① 郵送の場合、下記の申請場所へ申請期間内に**特定記録郵便で郵送**してください。

(申請期間最終日の消印有効)

〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目13番20号

(財)消防試験研究センター 中央試験センター 予防技術検定担当 行

- ② 直接持参する場合、申請期間内に前①の場所で受付いたします。

【受付時間】 9時00分から17時00分まで(土、日及び祝日を除く)

なお、当センターでは、検定手数料の払込み及び写真撮影はできません。

- ③ その他団体等による一括(1つの封筒に同封)郵送も可能とします。**代表者名と同封する願書数を宛て名面に記載**してください。

(5) 注意事項

- ① 前(3)に示す申請期間最終日を過ぎた受検願書及び**記載事項等に著しい不備のある受検願書は受理できません**。この場合は、受検申請書類を返却いたします。**受検申請書類返却の費用は、本人負担**となります。
- ② 一旦提出し、受理された**受検申請書類はお返しできません**。

受検資格に必要な講習科目及び講習時間

別表第1

基本課程(1)(必須)

教 科 目	時 間 数
予防広報	20時間
危険物	8時間
消防用設備	12時間
査察	24時間
建築	10時間
火災調査	15時間

別表第2

基本課程(2)(必須)

教 科 目	時 間 数
違反処理	8時間

別表第3

防火査察課程

教 科 目	時 間 数
査察	11時間
違反処理	14時間
査察実習	7時間
事例研究	6時間
効果測定等	5時間

別表第4

消防用設備等課程

教 科 目	時 間 数
消防同意	6時間
設備規制事務	26時間
事例研究	6時間
効果測定等	5時間

別表第5

危険物保安課程

教 科 目	時 間 数
危険物化学	5時間
危険物規制	21時間
事例研究	4時間
効果測定等	5時間
危険性評価・設備等の性能評価	8時間

7 卒業等の見込みで申請する方へ

卒業等の見込みで申請する方は、検定後の提出書類として前6(1)④アの書類を次の(1)及び(2)により提出してください。

提出がなかった場合及び証明内容が不備等の場合は、受検資格が満たされなかったものとして受検は無効となります。

(1) 提出期間

検定日の翌日から同年4月9日まで

(2) 提出場所・方法

- ① 郵送の場合、下記の場所へ提出期間内に特定記録郵便で送付してください。

(締切当日の消印有効)

〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷1丁目13番20号

(財)消防試験研究センター 中央試験センター

予防技術検定 証明書審査担当 行

- ② 直接持参の場合、提出期間内に上記①の場所で受付いたします。

【受付時間】 9時00分から17時00分まで(土、日及び祝日を除く)

- ③ 封筒おもて面下段部分に受検番号を記入し、「証明書在中」と朱書きしてください。

- (3) 見込者への受検票は、見込者用の受検票となります。見込者用の受検票は、次回の受検の証明には、使用できません。

8 受検願書記入要領

8ページ以降を参考に作成してください。

9 検定方法等

- (1) 受検票に記載されている検定日・検定会場の内容により検定を行います。**(必ず事前に受検票を確認してください。)**
- (2) 検定は、「防火査察」、「消防用設備等」、「危険物」の検定区分ごとに実施します。同時に複数の検定区分を受検することはできません。
- (3) 検定は択一式です。
- (4) 検定当日は、**受検票**・鉛筆等(HB又はB)・消しゴムを必ず持参してください。
- (5) 受検票記載の**集合時間**に受検上の注意事項を説明しますので、必ず集合時間までに着席してください。
- (6) 検定会場では、電卓、ポケベル、携帯電話、PHSその他の通信機器の使用を禁止します。携帯電話などの通信機器の電源を必ず切ってカバンなどの中にしまってください。マナーモード設定や時計として使用することもできません。タイマー設定など電源を切った状態から復帰することがないようにしてください。
- (7) 受検票や座席票などをメモとして使用できません。
- (8) **受検票を必ず確認してください。**

10 検定区分・検定科目・検定科目の範囲・問題数及び検定時間

検定区分 (いずれか一 区分を選択)	科 目		科目の範囲	問題数		時間
				科目別	計	
防 火 査 察	共 通		予防業務全般に関する一般知識 ・燃焼及び消火の理論に関する基礎知識 ・消防関係法令及び建築基準法令に関する基礎知識 ・消防同意、消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する基礎知識 ・査察並びに違反処理及び防災規制に関する基礎知識 ・防火管理及び防火対象物の点検報告制度に関する基礎知識 ・火災調査に関する基礎知識 ・危険物の性質に関する基礎知識 ・その他予防業務に必要な基礎知識	10	30	2 時 間 30 分
	専 攻	立 入 査 査 防 火 管 理 違 反 処 理	消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第3条から法第6条まで、法第8条から法第9条の2まで及び法第17条の4並びにこれらに関する法律、政令、省令及び告示等並びにこれらに関する業務 ・関係法令の制度と概要 ・立入検査関係及び違反処理関係 ・防火管理及び防火対象物の点検報告制度関係 ・防災規制関係及び火を使用する設備器具等に対する制限関係等 ・その他防火査察等に関する専門的知識	20		
消 防 用 設 備 等	共 通		防火査察の検定区分の共通科目に同じ。	10	30	2 時 間 30 分
	専 攻	消 防 同 意 消 防 用 設 備 等 建 築 基 準 法 令	法第7条、法第17条から法第17条の14まで及び法第4章の2並びにこれらに関する法律、政令、省令及び告示等並びにこれらに関する業務 ・消防同意及び消防用設備等並びに特殊消防用設備等関係法令の制度と概要 ・消防用設備等の技術上の基準関係 ・消防設備士及び消防設備点検資格者関係 ・その他消防同意、消防用設備等に関する専門的知識	20		

危険物	共通		防火査察の検定区分の共通科目に同じ。	10	2時間30分
	専攻	危険物の性質 危険物規制	法第9条の3、法第9条の4及び法第3章並びにこれらに関する法律、政令、省令及び告示等並びにこれらに関する業務 ・危険物関係法令の制度と概要 ・許可審査関係（位置、構造及び設備の基準を含む。） ・貯蔵及び取扱いの基準関係 ・移送及び運搬の基準関係 ・圧縮アセチレンガス等、指定可燃物及び少量危険物関係 ・危険物施設に関する保安規制関係 ・危険物の性質及び火災の予防並びに消火の方法 ・危険物取扱者関係 ・その他危険物に関する専門的知識	20	

※ 共通科目の範囲には、火災の物理的要因及び化学的要因に関する基礎的なものを含むものとする。

※ 検定科目の出題範囲には、法律、政令、省令及び告示並びに消防庁から示された通知のうち予防業務を行ううえで重要度の高いものを含むものとする。

※ 予防業務を行ううえで重要度の高い通知の例

- ・ 「立入検査マニュアル」及び「違反処理マニュアル」の送付について（平成14年8月30日付け消防安第39号・平成17年7月6日付け消防安第138号・平成18年8月30日付け消防予第348号・平成20年6月23日付け消防予第155号・平成21年9月11日付け消防予第379号により改正）
- ・ 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて（昭和50年4月15日付け消防予第41号・消防安第41号）
- ・ 消防用設備等の設置単位について（昭和50年3月5日付け消防安第26号）
- ・ 給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について（昭和62年4月28日付け消防危第38号）
- ・ 製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて（平成14年3月29日付け消防危第49号）

※ 検定科目の一部免除（共通科目免除）を受ける場合の検定時間は、1時間40分です。

11 合格基準

共通科目及び専攻科目の合計の成績が60%以上を修めた者を合格とします。

検定科目の一部免除で受検した場合は、専攻科目の成績が60%以上を修めた者を合格とします。

12 受検票

(1) 受検票の送付

ア 受検票発送は、1月下旬を予定しています。受検票は、受検申請者へ直接郵送します。

イ 受検票は普通郵便で送付しますので、表札などを出していない方は、必ず出しておいてください。

ウ 受検願書提出後、転居する場合は、受検票などが必ず届くように、転居届を早めに

郵便局へ提出してください。

- エ 受検者の氏名、住所が郵便局の台帳に登録されていないと配達されないことがあります。詳細は、郵便局にお問合せください。
 - オ 受検票が到着したときは、**すぐに内容に誤りがないか確認をしてください。**
- (2) 受検票の未着、受検票の誤り
- ア 受検票が到着しない場合、または受検票に誤りがある場合は、**平成24年2月6日(月)から2月13日(月)までに、次の連絡先に電話で連絡してください。**
連絡先 (財)消防試験研究センター(本部) 予防技術検定担当
電話 03-3597-0220
 - イ 連絡が前アに示す期間内にない場合は、受検票が到着し、誤りがないものとみなします。あらかじめご了承ください。
- (3) 受検票は、次の受検の証明書になりますので、大切に保管してください。(見込者の受検票は、証明書になりません。)

13 受検者への注意事項

- (1) 受検会場の注意事項
- ア 全面禁煙の会場もあります。また、指定された場所以外での喫煙はできません。
 - イ 駐車場がない会場もあります。公共交通機関をご利用ください。
駐車場スペースの関係で駐車できない場合もあります。会場周辺路上等に駐車駐輪は、一切しないでください。
 - ウ 上履が必要な会場もあります。
 - エ 上記注意事項を受検票に記載しますので、受検票は必ず確認してください。
- (2) 個人情報の取り扱いについて
- ア (財)消防試験研究センターは、個人情報の適切な保護管理に努めます。
 - イ 受検願書記載事項のコンピュータへの登録、受検票の発送、合格証明書の発送などの業務を外部の事業者へ委託することがあります。委託する場合は、当該委託先と個人情報の取り扱いに関する契約を行うとともに、安全に個人情報の管理が図られるように適切な管理監督を行います。
 - ウ 「合格者の個人情報」については、総務省消防庁に報告します。
- (3) 緊急情報等の掲示について
- 検定実施日等に変更が生じた場合は、当センターのホームページに緊急情報として掲示します。検定実施日前に必ず下記のURLにアクセスし、確認してください。
- ホームページ(PC版) <http://www.shoubo-shiken.or.jp>
(モバイル版) <http://www.shoubo-shiken.or.jp/m/>

14 検定結果の通知

- 検定結果の発表は、平成24年4月20日(金)を予定しています。
- 財団法人消防試験研究センター中央試験センター及び各支部の掲示板に合格者の受検番号を公示並びにホームページに掲載するとともに、全受検者に郵送で検定結果を通知します。
- 通知が平成24年5月4日(金)までに届かない場合は、5月25日(金)までに前12(2)アの問合せ先にご連絡ください。(問合せがない場合は、到着したものとみなします。)
- 電話による合否及び採点結果等の問合せには、一切応じられません。**

受検願書の記入要領

- A面、B面及びB面裏があります。
- A面、B面は2枚複写です。折ったり、曲げたりしないでください。
- 書き損じた場合は、横2本線を引いて、そのすぐ上に正しく書いてください。

A面

① 申請日を記入してください。(1桁の数字の場合、0を前に付けてください。)
② 姓名を分けて、左づめで記入してください。また、カナ氏名の濁点・半濁点は、1マスを使用してください。
③ 姓名を分けて左づめで記入してください。外国籍の方は、文字数の範囲内で漢字又はアルファベットで氏名を記入してください。
④ 該当する元号に○を付け、生年月日を記入してください。(1桁の数字の場合、0を前に付けてください。)
⑤ 住所の都道府県を記入してください。住所コードは、受検願書B面裏の都道府県等コードを必ず記入してください。
⑥ 郵便番号は、正確に記入し、住所は現に居住している所で都道府県名から記入してください。また、濁点・半濁点が入る場合でも1マスに記入してください。電話番号の局番等の間は、1マス使用して「-」と記入してください。
⑦ 受検する検定実施日を記入してください。(1桁の数字の場合、0を前に付けてください。)
⑧ 検定を受ける検定区分に○を付けてください。「防火査察」、「消防用設備等」、「危険物」の検定区分から一つ選択してください。(願書提出後に変更は出来ません。)
⑨ 受検する「検定会場」を15ページ別表1の「検定会場」から選択し、受検地及び受検地コードを記入してください。
⑩ 受検資格1から4(告示第2条)のうち該当するものを一つを選択し、○を付けてください。受検資格の証明書が必要となります。受検願書B面裏の各種証明書添付欄にのり付けしてください。各種証明書については、12ページ以降を参照のこと。なお、合格証明書(写し)を証明書とする場合は、合格証明書の受検資格欄に記載されている告示第2条第1号から第4号までの号数について○をつけてください。
⑪ 「既に受検資格がある」又は「受検資格を取得する見込みである」の、 いずれかに必ず○ を付けてください。
⑫ 勤務先・学校名等を記入し、 職場又は自宅等で連絡のできる電話番号又は携帯電話番号を必ず記入 してください。
⑬ 現在の職業等で該当する箇所に○を付けてください。
受検願書B面裏の各種証明書添付欄に 予防技術検定合格証明書(写し) を添付された方は、以下の⑭、⑮、⑯に必ず記入してください。
⑭ 検定科目の免除を「受ける」か「受けない」のいずれかに必ず○を付けてください。(検定科目の免除を「受ける」ことができるのは、予防技術検定合格者のみです。) 予防技術検定合格証明書(写し)が添付されていない場合又は不備がある場合は免除を受けられません。また、「受ける」か「受けない」に記入がない場合は免除を「受けない」ものとして扱います。 受検願書受付終了後の、科目免除の変更はできませんので注意してください。
⑮ すでに合格している検定区分に○を付けてください。(複数科目に合格している方は、該当する区分すべてに○を付けてください。)
⑯ 検定合格年月日 には、添付した予防技術検定合格証明書(写し)の合格を証明した年月日(検定日ではない)を記入してください。

予防技術検定受検願書（記入例）

(A面)

財団法人 消防試験研究センター理事長 殿	申請日 平成 23 年 11 月 08 日
氏名 シイカホノウ 氏 消防	氏名 サエカノウ 氏 三郎
生年日 昭平 36 年 07 月 31 日生	住所 東京 都道府県 13 住所コード
郵便番号 100-0013 必ず記入してください	自宅電話番号又は携帯電話番号 03-3597-0220
住所 東京都千代田区霞が関 丁目・番地・号については、数字で2-5-25のように略して記入してください アパート・マンション名・棟番号・部屋番号等を記入してください	

検定日 平成 24 年 02 月 26 日	勤務先名又は学校名 〇〇消防本部
検定区分 <input checked="" type="radio"/> 防火査察 <input type="radio"/> 消防用設備等 <input type="radio"/> 危険物	勤務先電話番号（携帯電話も可） 03-3597-0220 内線（ 1234 ）

検地 千葉 都道府県 受検地コード 12	該当する職業等に1つだけ○を記入してください
該当する受検資格の一つを選んで○を記入してください	① ビル管理・消防設備業 ⑥ 学生・専門学校 ② 建築業 ⑦ 教育・研究機関 ③ 防火管理者等 ⑧ 消防職員 ④ 化学工業 ⑨ ⑧以外の公務員 ⑤ 危険物保安監督者 ⑩ その他

受検資格の既得・見込 <input type="radio"/> 既に受検資格を有している <input type="radio"/> 受検資格を取得する見込みである	(記入上の留意事項)
---	------------

検定科目の免除 <input type="radio"/> 検定科目の免除を <input checked="" type="radio"/> 受ける <input type="radio"/> 受けない	● 黒色のボールペンを使用し、「かい書」で記入してください。 ● 用紙を汚したり、折り曲げたりしないでください。 ● 枠は該当するものに○を記入してください。 ● 検定科目の免除は、B面裏の各種証明書添付欄に合格証明書(写し)をのり付けした方のみ可能です。 ● ※印の欄は、記入しないこと。
合格している検定区分 <input checked="" type="radio"/> 防火査察 <input type="radio"/> 消防用設備等 <input type="radio"/> 危険物	※
検定合格年月日 平成 年 月 日	

注 1 他の検定区分に合格している方は必ず記入してください。
 注 2 検定合格日は証明書の合格年月日を記入してください。
 注 3 記入がない場合は免除を受けないものとして扱います。

B面

- ① 受検願書申請日前6か月以内に撮影した、証明写真として適切な無帽、無背景、正面上三分身像の縦3cm、横2.4cmの大きさの枠なしのもので、写真の裏に氏名、撮影年月日を記入してから、台紙の枠内に正確に全面のり付けしてください。

カラー・白黒は問いません。髪が目にかからないように、胸から上を撮影してください。サングラス・帽子を着用したものは不可です。

- ② 当センター指定の払込用紙（払込取扱票、振替払込請求書兼受領証、振替払込受付証明書（お客さま用）の3連）を使って、検定手数料（5,000円）を郵便局又はゆうちょ銀行の窓口で受検願書締切日までに払い込んでください。

郵便局またはゆうちょ銀行の窓口で受検手数料を払い込むと、「振替払込請求書兼受領証」と「振替払込受付証明書（お客さま用）」を渡されますので、両用紙の**日附印を確認**してください。

「振替払込請求書兼受領証」は、大切に保管してください。

「振替払込受付証明書（お客さま用）」（**検定願書添付用**）を受検願書B面の所定の位置に全面のり付けしてください。（受付局日附印がないものは、受付できません。）

振替払込受付証明書（お客さま用）	
（ご依頼人⇒郵便局・ゆうちょ銀行⇒ご依頼人）	
金額	千：百：十：万：千：百：十：円
加入者名	財団法人 消防試験研究センター
口座番号	00190-7-582565
検定願書添付用	
ご依頼人住所	
氏名	
(電話番号)	- -)
(承認番号東証第1356号)	
日 附 印	
日附印なき証明書は無効	
(払込人⇒消防試験研究センター)	

切り取らないでお出しください。



この部分を願書にしっかりと貼ってください。

（必ず所定の払込用紙を使用してください。コピーした払込用紙及び機械で払込んだ場合の「ご利用明細票」では受付できません。）

※「振替払込請求書兼受領証」の貼付では受付できませんので、注意してください。また、「振替払込請求書兼受領証」や「振替払込受付証明書（お客さま用）」（**検定願書添付用**）を紛失しても、当センターでは責任を負えません。

- ③ 平成22年度予防技術検定（延期分）申請者で平成23年7月18日に受検できなかった方は、平成23年度予防技術検定に限り受検手数料の免除を受けられます。「振替払込受付証明書（お客さま用）」（**検定願書添付用**）を②に添付せずに手数料免除に○を付け、B面裏の各種証明書添付欄に平成23年7月18日実施分の受検票を添付してください。手数料免除の対象は本人のみです。

予防技術検定受検願書

1

写真
縦 3 cm
横 2.4cm
写真の裏面に氏名
及び撮影年月日
無帽、無背景

(B面)

財団法人 消防試験研究センター理事長 殿	申請日	平成 年 月 日								
申請者氏名										
生年月日	昭 平 年 月 日生	住所 都道府県 住所コード								
郵便番号	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"> </td> </tr> </table>									自宅電話番号又は携帯電話番号
住所										

検定日	平成 年 月 日								
検定区分	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; border: 1px solid black;">1 防火査察</td> <td style="width: 25%; border: 1px solid black;">2 消防用設備等</td> <td style="width: 50%; border: 1px solid black;">3 危険物</td> </tr> </table>	1 防火査察	2 消防用設備等	3 危険物					
1 防火査察	2 消防用設備等	3 危険物							
受検地	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; border: 1px solid black;">都道府県</td> <td style="width: 40%; border: 1px solid black;">受検地コード</td> </tr> </table>	都道府県	受検地コード						
都道府県	受検地コード								
該当する受検資格を一つ選んで○を記入してください	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; border: 1px solid black;">1</td> <td style="border: 1px solid black;">別表第1及び別表第2に定める講習並びに別表第3から別表第5までのいずれかに定める講習の課程を修了した者(講習等を修了する見込みの者を含む)</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%; border: 1px solid black;">2</td> <td style="border: 1px solid black;">大学、高等専門学校又は大学院において、理工系又は法学系の学科又は課程を修めて卒業した者(卒業する見込みの者を含む)</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%; border: 1px solid black;">3</td> <td style="border: 1px solid black;">大学、高等専門学校又は大学院において、機械、電気、工業化学、土木、建築又は法律に関する単位を通算して20単位以上修得した者(単位取得・修得する見込みの者を含む)</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%; border: 1px solid black;">4</td> <td style="border: 1px solid black;">予防業務に1年以上従事した経験を有する消防職員(従事経験を有する見込みの消防職員を含む)</td> </tr> </table>	1	別表第1及び別表第2に定める講習並びに別表第3から別表第5までのいずれかに定める講習の課程を修了した者(講習等を修了する見込みの者を含む)	2	大学、高等専門学校又は大学院において、理工系又は法学系の学科又は課程を修めて卒業した者(卒業する見込みの者を含む)	3	大学、高等専門学校又は大学院において、機械、電気、工業化学、土木、建築又は法律に関する単位を通算して20単位以上修得した者(単位取得・修得する見込みの者を含む)	4	予防業務に1年以上従事した経験を有する消防職員(従事経験を有する見込みの消防職員を含む)
1	別表第1及び別表第2に定める講習並びに別表第3から別表第5までのいずれかに定める講習の課程を修了した者(講習等を修了する見込みの者を含む)								
2	大学、高等専門学校又は大学院において、理工系又は法学系の学科又は課程を修めて卒業した者(卒業する見込みの者を含む)								
3	大学、高等専門学校又は大学院において、機械、電気、工業化学、土木、建築又は法律に関する単位を通算して20単位以上修得した者(単位取得・修得する見込みの者を含む)								
4	予防業務に1年以上従事した経験を有する消防職員(従事経験を有する見込みの消防職員を含む)								
受検資格の既得・見込	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; border: 1px solid black;">1</td> <td style="border: 1px solid black;">既に受検資格を有している</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%; border: 1px solid black;">2</td> <td style="border: 1px solid black;">受検資格を取得する見込みである</td> </tr> </table>	1	既に受検資格を有している	2	受検資格を取得する見込みである				
1	既に受検資格を有している								
2	受検資格を取得する見込みである								

勤務先名又は学校名
勤務先電話番号(携帯電話も可) _____ 内線()

2

振替払込受付証明書(お客さま用)
(ご依頼人⇒郵便局・ゆうちょ銀行⇒ご依頼人)

金額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; border: 1px solid black;">千</td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black;">百</td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black;">十</td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black;">万</td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black;">千</td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black;">百</td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black;">十</td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;"> </td> <td style="border: 1px solid black;"> </td> <td style="border: 1px solid black;"> </td> <td style="border: 1px solid black;"> </td> <td style="border: 1px solid black;"> </td> <td style="border: 1px solid black;"> </td> <td style="border: 1px solid black;"> </td> <td style="border: 1px solid black;"> </td> </tr> </table>	千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円										
加入者名	財団法人 消防試験研究センター																
口座番号	00190-7-582565																
検定願書添付用																	
依頼人住所																	
氏名																	
(電話番号)	()																
(承認番号東証第1356号)																	

日 附 印

日附印なき証明書は無効
(払込人⇒消防試験研究センター)

3

手数料免除

↑

※平成23年7月18日の検定を欠席した方のみが対象です。

検定科目の免除	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border: 1px solid black;">検定科目の免除を</td> <td style="width: 30%; border: 1px solid black;">受ける</td> <td style="width: 40%; border: 1px solid black;">受けない</td> </tr> </table>	検定科目の免除を	受ける	受けない
検定科目の免除を	受ける	受けない		
合格している検定区分	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; border: 1px solid black;">1 防火査察</td> <td style="width: 25%; border: 1px solid black;">2 消防用設備等</td> <td style="width: 50%; border: 1px solid black;">3 危険物</td> </tr> </table>	1 防火査察	2 消防用設備等	3 危険物
1 防火査察	2 消防用設備等	3 危険物		
検定合格年月日	平成 年 月 日			

注1 他の検定区分に合格している方は必ず記入してください。
注2 検定合格日は証明書の合格年月日を記入してください。
注3 記入がない場合は免除を受けないものとして扱います。

※受付印

B 面裏

- ① 「別表第1及び別表第2に定める講習並びに別表第3から別表第5までのいずれかに定める講習の課程を修了した者」の受検資格で受検する者

事業主による講習等の修了（修了見込）証明書が必要です。事業所の印及び証明者の印を忘れずに受けてください。証明書の様式は問いません。（コピー不可）

ア 氏名、生年月日を記入してください。

イ 平成17年消防庁告示第13号第2条第1号に規定する140時間の講習の課程を修了していること又は講習の課程を修了する見込みであること。

ウ 事業所の印及び証明者の印を押印してください。

（消防機関については、証明者のみ公印を押印してください。）

証明書の作成例

氏 名	消 防 二 郎	昭和36年7月31日生
受 検 資 格	平成17年消防庁告示第13号第2条第1号に規定する140時間の講習の課程を修了	
上記のとおり相違ないことを証明します。		
証明年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
事業所名	〇 〇 消 防 署	
証 明 者	〇 〇 消 防 署 長	
氏 名	消 防 太 郎 印	
電 話	03-1234-5678	

※ 講習等の修了見込みで申請する場合の記載例

受検資格欄に「平成17年消防庁告示第13号第2条第1号に規定する140時間の講習の課程を修了する見込みである。」等と記載してください。

上記の作成例によって作成した証明書類を「各種証明書添付欄」にのり付けしてください。

- ② 「学校教育法による大学、高等専門学校又は大学院において理工系又は法学系の学科又は課程を修めて卒業した者」の受検資格で受検する者

大学、高等専門学校等の**卒業証明書（コピー不可）**又は**学科名が記載されている卒業証書の写し**を「各種証明書添付欄」にのり付けしてください。

見込者は、**卒業見込証明書（コピー不可）**を「各種証明書添付欄」にのり付けしてください。

- ③ 「大学、高等専門学校又は大学院において、機械、電気、工業化学、土木、建築又は法律に関する単位を通算して20単位以上修得した者」の受検資格で受検する者

大学、高等専門学校の**単位取得証明書**又は授業科目別の履修時間の入った**履修証明書**を「各種証明書添付欄」にのり付けしてください。（コピー不可）

見込者は**単位取得見込証明書**又は授業科目別の履修見込時間の入った**履修見込証明書**を「各種証明書添付欄」にのり付けしてください。（コピー不可）

④ 「予防業務に1年以上従事した経験を有する消防職員」の受検資格で受検する者

事業主による実務経験（実務経験見込）証明書が必要です。事業所の印及び証明者の印の押印を忘れずに受けてください。（コピー不可）証明書の様式は問いません。

ア 氏名、生年月日を記入してください。

イ 平成17年消防庁告示第13号第2条第4号に規定する予防業務に1年以上従事した経験を有していること**又は従事経験を有する見込みであること。**

なお、実務経験の基準日は証明年月日とします。

ウ 事業所の印及び証明者の印を押印してください。

（消防機関については、証明者のみ公印を押印してください）

証明書の作成例

氏名	消 防 二 郎	昭和36年7月31日生
受検資格	平成17年消防庁告示第13号第2条第4号に規定する予防業務に1年以上従事した経験を有する。	
上記のとおり相違ないことを証明します。		
証明年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
事業所名	〇 〇 消 防 署	
証明者	〇 〇 消 防 署 長	
氏名	消 防 太 郎 印	
電話	03-1234-5678	

※ 従事経験を見込みで申請する場合の記載例

受検資格欄に「平成17年消防庁告示第13号第2条第4号に規定する予防業務に1年以上の従事経験を有する見込みである。」等と記載してください。

上記の作成例によって作成した証明書類を「各種証明書添付欄」にのり付けしてください。

⑤ 過去に受検したときの受検票で受検する者

過去に受検したときの受検票（見込みで受検した受検票は除く）は受検資格の証明となりますので、「各種証明書添付欄」に原本をのり付けしてください。（コピー不可）

（過去の受検票の再交付はできません。）

⑥ 予防技術検定合格証明書（写し）で受検する者

予防技術検定合格証明書（写し）は受検資格の証明となりますので、「各種証明書添付欄」に写しをのり付けしてください。

8ページの受検願書A面の説明⑭から⑯を参照し、必ず願書A面の検定科目の免除欄の「受ける」「受けない」などの必要事項を記入してください。

(B面) 裏

各種証明書添付欄 (この枠内に「各種証明書」を貼ってください。)

- ① 「別表第1及び別表第2に定める講習並びに別表第3から別表第5までのいずれかに定める講習の課程を修了した者」またはその見込者
- ② 「学校教育法による大学、高等専門学校又は大学院において理工系又は法学系の学科又は課程を修めて卒業した者」またはその見込者
- ③ 「大学、高等専門学校又は大学院において、機械、電気、工業化学、土木、建築又は法律に関する単位を通算して20単位以上修得した者」またはその見込者
- ④ 「予防業務に1年以上従事した経験を有する消防職員」またはその見込者
- ⑤ 過去に受検したときの受検票(コピー不可、見込み者の受検票は不可)
- ⑥ 予防技術検定合格証明書(写し) ←「検定科目の一部免除可能」

注1 各種証明書には、講習受講修了証明書、卒業証明等の各種証明書のほか、検定合格証明書の写し又は過去に受検した時の受検票(写し不可)を含みます。但し、見込みで受検した受検票は除くものとする。

都道府県等コード表

北海道	01	福島	07	東京	13	山梨	19	滋賀	25	鳥取	31	香川	37	熊本	43
青森	02	茨城	08	神奈川	14	長野	20	京都	26	島根	32	愛媛	38	大分	44
岩手	03	栃木	09	新潟	15	岐阜	21	大阪	27	岡山	33	高知	39	宮崎	45
宮城	04	群馬	10	富山	16	静岡	22	兵庫	28	広島	34	福岡	40	鹿児島	46
秋田	05	埼玉	11	石川	17	愛知	23	奈良	29	山口	35	佐賀	41	沖縄	47
山形	06	千葉	12	福井	18	三重	24	和歌山	30	徳島	36	長崎	42	その他	48

受検地 コード	受検地	検定会場	所在地
01	北海道	北海道消防学校	北海道江別市中央町16-1
02	青森	青森県消防学校	青森県青森市新城市天田内183-3
03	岩手	岩手県消防学校	岩手県紫波郡矢巾町藤沢3-117-1
04	宮城	宮城県消防学校	宮城県仙台市宮城野区幸町4-7-1
		エスポールみやぎ 宮城県青年会館	宮城県仙台市宮城野区幸町4-5-1
05	秋田	秋田県社会福祉会館	秋田県秋田市旭北栄町1-5
06	山形	山形県総合運動公園 総合体育館 大会講堂(2階)	山形県天童市山王1-1
07	福島	福島県青少年会館	福島県福島市黒岩字田部屋53-5
		コラッセふくしま	福島県福島市三河南町1-20
08	茨城	茨城県立消防学校	茨城県東茨城郡茨城町長岡4068
09	栃木	栃木県自治会館	栃木県宇都宮市昭和1-2-16
10	群馬	群馬県消防学校	群馬県前橋市田口町1473
11	埼玉	さいたま共済会館	埼玉県さいたま市浦和区岸町7-5-14
12	千葉	千葉県労働者福祉センター	千葉県千葉市中央区千葉港4-4
13	東京	(財)消防試験研究センター 中央試験センター	東京都渋谷区幡ヶ谷1-13-20
14	神奈川	ヨコハマジャスト1号館 8階	神奈川県横浜市西区高島2-12-6
15	新潟	新潟県消防学校	新潟県新潟市西区曾和100-1
16	富山	高岡商工会議所	富山県高岡市丸の内1-40
17	石川	石川県地場産業振興センター	石川県金沢市鞍月2-1
18	福井	福井商工会議所	福井県福井市西木田2-8-1
19	山梨	山梨県消防学校	山梨県中央市今福991
20	長野	長野県松本勤労者福祉センター	長野県松本市中央4-7-26
21	岐阜	学校法人 岐阜経済大学	岐阜県大垣市北方町5-50
22	静岡	もくせい会館(静岡県職員会館)	静岡県静岡市葵区鷹匠3-6-1
23	愛知	愛知県産業労働センター(ウインクあいち)	愛知県名古屋市中村区名駅4-4-38
24	三重	サン・ワーク津(津市勤労者福祉センター)	三重県津市島崎町143-6
25	滋賀	コラボしが21	滋賀県大津市打出浜2-1
26	京都	YIC京都工科大学校	京都府京都市下京区油小路通り塩小路下る西油小路町27
27	大阪	大阪府立消防学校	大阪府大東市平野屋1-4-1
28	兵庫	神戸市民防災総合センター	兵庫県神戸市北区ひよどり北町3-1
29	奈良	奈良市防災センター	奈良県奈良市八条5-404-1
30	和歌山	ブラザホープ(和歌山県勤労福祉会館)	和歌山県和歌山市北出島1-5-47
31	鳥取	鳥取県立倉吉未来中心	鳥取県倉吉市駄経寺町212-5
32	島根	島根県民会館	島根県松江市殿町158
33	岡山	岡山県消防学校	岡山県岡山市東区瀬戸町肩脊1170
34	広島	広島県消防学校	広島県広島市安佐北区倉掛2-33-2
35	山口	山口県教育会館	山口県山口市大手町2-18
36	徳島	徳島市立文化センター	徳島県徳島市徳島町城内1
37	香川	香川県消防学校	香川県高松市生島町689-11
38	愛媛	愛媛大学城北地区法文学部講義棟 201講義室	愛媛県松山市文京町3
39	高知	高知市東消防署	高知県高知市高須砂地230-2
40	福岡	近畿大学産業理工学部	福岡県飯塚市柏の森11-6
41	佐賀	佐賀県消防学校	佐賀県佐賀市兵庫町瓦町435-1
42	長崎	長崎県消防学校	長崎県大村市森園町663-6
43	熊本	熊本県消防学校	熊本県上益城郡益城町惣領2167
44	大分	大分県消防学校	大分県由布市挾間町向原769
45	宮崎	宮崎県消防学校	宮崎県宮崎市郡司分210
46	鹿児島	鹿児島県社会福祉センター	鹿児島県鹿児島市鴨池新町1-7
		鹿児島県青少年会館	鹿児島県鹿児島市鴨池新町1-8
47	沖縄	沖縄国際大学	沖縄県宜野湾市宜野湾2-6-1

※ 検定会場については、会場等の都合などにより変更となる場合があります。

※ 宮城県会場、福島県会場及び鹿児島県会場は2ヶ所あります。受検票に記載してある検定会場を必ず確認してください。

(財)消防試験研究センター—都道府県支部等所在地一覧

支部等名	住 所	電 話 番 号
北海道支部	〒060-8603 札幌市中央区北5条西6-2-2 札幌センタービル1 2階	011-205-5371
青森県支部	〒030-0861 青森市長島2-1-5 みどりやビルディング4階	017-722-1902
岩手県支部	〒020-0015 盛岡市本町通1-9-14 J T本町通ビル5階	019-654-7006
宮城県支部	〒981-8577 仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 県仙台合同庁舎5階	022-276-4840
秋田県支部	〒010-0001 秋田市中通6-7-9 秋田県畜産会館6階	018-836-5673
山形県支部	〒990-0025 山形市あこや町3-15-40 田代ビル2階	023-631-0761
福島県支部	〒960-8043 福島市中町4-20 みんなゆビル2階	024-524-1474
茨城県支部	〒310-0852 水戸市笠原町978-25 (財)茨城県開発公社ビル4階	029-301-1150
栃木県支部	〒320-0032 宇都宮市昭和1-2-16 県自治会館1階	028-624-1022
群馬県支部	〒371-0854 前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル5階	027-280-6123
埼玉県支部	〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2-13-8 ほまれ会館2階	048-832-0747
千葉県支部	〒260-0843 千葉市中央区末広2-14-1 ワクボビル3階	043-268-0381
中央試験センター	〒151-0072 渋谷区幡ヶ谷1-13-20	03-3460-7798
神奈川県支部	〒231-0015 横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センター7階	045-633-5051
新潟県支部	〒950-0965 新潟市中央区新光町10-3 技術士センタービルII 7階	025-285-7774
富山県支部	〒939-8201 富山市花園町4-5-20 県防災センター2階	076-491-5565
石川県支部	〒920-0901 金沢市彦三町2-5-27 名鉄北陸開発ビル7階	076-264-4884
福井県支部	〒910-0003 福井市松本3-16-10 県福井合同庁舎5階	0776-21-7090
山梨県支部	〒400-0026 甲府市塩部2-2-15 湯村自動車学校内	055-253-0099
長野県支部	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 県庁東庁舎1階	026-232-0871
岐阜県支部	〒500-8384 岐阜市藪田南1-5-1 第2松波ビル2階	058-274-3210
静岡県支部	〒420-0034 静岡市葵区常磐町1-4-11 杉徳ビル4階	054-271-7140
愛知県支部	〒461-0011 名古屋市東区白壁1-50 県白壁庁舎2階	052-962-1503
三重県支部	〒514-0002 津市島崎町314 三重県島崎会館1階	059-226-8930
滋賀県支部	〒520-0806 大津市打出浜2-1 コラボしが2 1 4階	077-525-2977
京都府支部	〒602-8054 京都市上京区出水通油小路東入丁字風呂町104-2 京都府庁西別館3階	075-411-0095
大阪府支部	〒540-0012 大阪市中央区谷町2-9-3 ガレリア大手前ビル2階	06-6941-8430
兵庫県支部	〒650-0011 神戸市中央区下山手通5-12-7 協和ビル5階	078-361-6610
奈良県支部	〒630-8301 奈良市高畑町1116-6 なら土連会館3階	0742-27-5119
和歌山県支部	〒640-8249 和歌山市雑賀屋町51 第2汀ビル2階	073-425-3369
鳥取県支部	〒680-0011 鳥取市東町1-271 鳥取県庁第2庁舎8階	0857-26-8389
島根県支部	〒690-0882 松江市大輪町420-1 県大輪町団体ビル2階	0852-27-5819
岡山県支部	〒703-8245 岡山市中区藤原25 岡山県自動車会館2階	086-271-6727
広島県支部	〒730-0012 広島市中区上八丁堀8-23 林業ビル4階	082-223-7474
山口県支部	〒753-0072 山口市大手町7-4 KRYビル5階	083-924-8679
徳島県支部	〒770-0939 徳島市かちどき橋1-41 県林業センター4階	088-652-1199
香川県支部	〒760-0066 高松市福岡町2-2-2 香川県産業会館4階	087-823-2881
愛媛県支部	〒790-0011 松山市千舟町4-5-4 松山千舟4 5 4ビル5階	089-932-8808
高知県支部	〒780-0823 高知市菜園場町1-21 四国総合ビル4階4 0 1号	088-882-8286
福岡県支部	〒812-0034 福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階	092-282-2421
佐賀県支部	〒840-0831 佐賀市松原1-2-35 (財)佐賀商工会館西別館2階	0952-22-5602
長崎県支部	〒850-0033 長崎市万才町6-38 明治安田生命長崎ビル1階	095-822-5999
熊本県支部	〒862-0976 熊本市九品寺1-11-4 (財)熊本県教育会館4階	096-364-5005
大分県支部	〒870-0023 大分市長浜町2-12-10 昭栄ビル2階	097-537-0427
宮崎県支部	〒880-0805 宮崎市橘通東2-7-18 宮崎県住宅供給公社ビル4階	0985-22-0239
鹿児島県支部	〒890-0067 鹿児島市真砂本町51-22 南国ショッピングセンタービル2階	099-213-4577
沖縄県支部	〒900-0029 那覇市旭町116番地37 自治会館6階	098-941-5201
※本部	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル1 9階	電話03 (3597) 0220